

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

件名	鳥取県各種商品小売業最低賃金
適用する 使用者	鳥取県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）	
<b>I 56 各種商品小売業</b> <b>I 560 管理、補助的経済活動を行なう事業所(56 各種商品小売業)</b> I 5600 主として管理事務を行う本社等 I 5608 自家用倉庫 I 5609 その他の管理、補助的経済活動を行なう事業所 <b>I 561 百貨店、総合スーパー</b> I 5611 百貨店、総合スーパー <b>I 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)</b> I 5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)  <b>L 7282 純粋持株会社</b>	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注) 各種商品小売業についての説明

「5611 百貨店、総合スーパー」

「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業員が 50 人以上の事業所をいう。

「5699 その他の各種商品小売業（従業員が 50 人未満のもの）」

「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 50%未満で、従業員が 50 人未満の事業所をいう。

「各種商品小売業」とは、上記のとおり「日本標準産業分類」に掲げる「百貨店、総合スーパー」などが該当しますが、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」や「ホームセンター」などは、該当しません。